

知的財産戦略についての意見（追加）

岡田依里（横浜国立大学）

1．クリティカルな基盤となる開発で、業界横断が必要なため民間からの要望がなく、市場の失敗に該当する分野の調整支援、大学の役割の啓発

例：他の科学技術領域でも同様のことがあると考えるが、とりあえず話の具体性をもたせるため、半導体分野を例にとって述べる。これは、特許庁研究事業大学知的財産研究で得た知見の一部である。

半導体分野では現在、他国との競争関係を考慮の上、国家戦略として変品種変量生産に重点がおかれ、製造プロセス開発と装置開発、ナノテクノロジーに基づく材料開発を含めた先端微細化・デバイスプロセス技術が国家プロジェクトとして行われている。それぞれ所定の成果を収めているが、しかし、変品種変量生産に向けた高効率設計開発技術がネックとなっている。このままではせっかくの国家プロジェクトの成果である高次デバイスの変品種変量生産が必ずしも実効性あるものとならない恐れがある。

高効率設計開発は、基盤アーキテクチャを担当する半導体メーカーだけでなく、ミドルウェアを担当する3次元自動設計ベンダー、アプリケーションソフトを担当する機器メーカー、マスクレス技術を担当する電子ビーム装置メーカーという、業種が複数にわたる。しかし、業界を超えた相互の連絡がないため、民間企業が独自で行うのは困難である。また民間企業では、こうした必要がわかるのは、主として社内のあらゆる分野を渡り歩いた経験をもつ世代だが、そうした世代が社内、ないし国内に残っていることは現在まれである。現在の細分化・専門化した組織では必ずしも認識されない領域である。さらに、民間から要望が出ない以上、国が国家プロジェクトとすべく動くことは、現状ではきわめてリスクが高いのではないかと思量する。

本来的にはこうした“本質的必要”にもとづく分野を大学がとりまとめるべきなのだが、一般論として、大学に対する信用が業界から必ずしも得られているとはいえない。これには理由があることは、よく理解している。ただ、次の諸点には留意が必要と拝察する。

現在、大学は企業の現場の声を聞くことが最優先される。それはきわめて大切なことである。しかしながら、現場からの直接的要望が声としてあがっていない“本質的必要”については、役に立たない学問、あるいは評論家、として一言で切り捨てられるというのが現状である。したがって、全体のアーキテクチャを見渡した上でのクリティカルな提言を、大学も行いがたいというのが現状である。

こうした状況下、半導体分野では物理限界を乗り越えるプロジェクトが実施され所定の成果が収められているだけに、心配である。

2．知的財産権にかかわる大学間／国際間オープンネットワークに対する啓発

上記の場合、大学（たとえば高位設計合成技術を開発する半導体理工学センターと包括提携した東京工業大学等）が、当該大学にない要素技術については他大学と協力し、あるいは外国の研究者と共同し、研究を進めることが1つ考えられる。こうした場合、現在は産学連携機関のネットワークが必ずしも存在せず、どの大学でどの要素技術を調達すればよいか分からないことがある。

話の飛躍と言われるかもしれないが、不動産売買の場合、不動産販売会社各社はオープンマーケットというネットで結ばれ、自社が取り扱っていない不動産が他社にある場合、自社のお客様を紹介することにより手数料を入手でき、市場の効率化に役立っている。大学の知的財産の場合も、自己の大学にない開発を行っている研究者やその知的財産を他大学から入手できるような、ネットで結ばれた大学間連合があればよいと考える。とりあえず、36大学からはじめてTLOを巻き込んでいくことが考えられる。現在のように、各大学が競い合っているだけの状況で、経済社会の本質的必要性に答えられるとは考えにくい。

こうした大学間連合は、次の副次効果も考えられる。大学ではある程度大学としての重点領域を定めて研究投資をしなければ資金的に困難であるのが実情だが、重点領域を決めるということは、そこからはみ出す研究分野もある。現実には、はみだした中から画期的な研究成果が出るのがきわめて多いのだが、そうした分野の研究者が研究を中断する危険もあり、大学としては公平性を心がけている。しかしもし、知的財産にかかわる大学間オープンネットワーク連合ができれば、自分自身の属する大学では重点領域でなくても他の大学を介した知的財産需要が確保される、という状況が考えられる。

また、基盤的研究を海外との協力関係のもとに行う場合も今後ありえる。現在、日本の研究者が海外に出て行くことが大変奨励されているが、海外の優秀な研究者を呼び込むことにはあまり積極的でない感がある。さらに現実に、きわめて優秀な海外研究者がきても、大学や研究所の内部論理にあわず、出て行くというケースをよく聞く。

海外の研究者が入る場合、異質な研究者のマネジメントそのものも問題となるが、国内以上に、知的財産権の取り扱いに留意が必要と思量する。これは、途中で脱退したりすることを想定した権利規定やプロジェクト終了後の権利規定も含む。また、日本では平和利用の知的財産が海外では必ずしもそうでないことがある、という事態も想定し、ジオポリティカルな観点も含めた知的財産戦略の考察が必要と考える。